

「野良猫餌やり禁止」の誤りを正すテキスト

THE ペット法塾2018/11.23 「動物学習会」

- 1 餌やり禁止の法律はない。
- 2 餌やり妨害は不法行為、犯罪。損害賠償義務（京都地裁H29,3,23判決）
- 3 所有の有無に拘わらず猫の虐待（給餌、給水をしない等）は動愛法44条犯罪。
- 4 地域猫TNRM（避妊去勢と餌やり管理）は、野良猫殺処分をなくすこと。
- 5 「餌やりボランティア」は、TNRをして野良猫をなくす公益活動である。野良猫問題は地域の問題である。地域住民と行政の責任である。餌やりボランティアはTNRM（避妊去勢と餌やり管理）をする人達である。
- 6 「地域の同意」はありえない。行政、民間の「野良猫問題の原因は餌やりボランティアにある」との誤解がある。その誤解のために住民間のトラブルがある。
- 7 行政の責任は、地域の「野良猫問題の原因は餌やりボランティアにある」との誤解をとくこと。
行政は、「野良猫問題の住民間のトラブルをなくす」ことを目的とし、個人が負担する避妊去勢費を支援する。この実施によって野良猫は増えない。行政は、苦情を言う人、自治会長などへの声掛けをする。行政、地域、ボランティアの3者一体＝官民一体により、地域のトラブルは消滅し、野良猫はいなくなる。
- 8 「餌やりボランティア」は、野良猫をなくす重要な協力者（TNRMの公益活動をする人）→「餌やり禁止」はTNRの妨害をする行為、また、重要な人材を失い成功しない。行政が住民任せにすることは誤解や住民のいがみ合いが継続する。
- 9 成果を行政広報で住民に積極的に広報する。
住民の納得、協力、円滑な財政支援のため。住民の苦情、争いがなくなる。
- 10 野良猫の避妊去勢を一気且つ一挙にする。野良猫は以降増えない。
費用は行政、地域が負担。個人負担は限界。問題が継続する。地域環境問題として補助。
- 11 成果は著しい。